

(案)

平成 30 年度におけるいじめ防止等対策の
検証及び検討結果報告書

令和元年 月

仙台市いじめ防止等対策検証会議

I 対象事業の考え方

本会議は、仙台市で実施しているいじめ防止等対策を客観的に検証し、必要な改善策について検討することを目的とするものである。

平成30年度における仙台市のいじめ防止等対策は35事業であり、本会議では、その全てについて網羅的に議論を行うのではなく、毎年度、対象とする事業を選定して十分な検証を行い、さらなる実効性の確保に向けた改善策を提示することとした。

今年度は、子どもたちの声を丁寧に拾い上げ、いじめを早期に発見し、確実にいじめに対応していくための人員体制や仕組みに着目し、「いじめ対策担当教諭」「学校におけるアンケート調査」「学校以外でのいじめ相談のあり方」の3項目を対象とした。

II 検証・検討の方法

事業の目的、実績・成果、課題と今後の対応について整理した「事業単位個票」を基礎資料として、事業の検証や改善策の検討に必要な追加資料の要求・確認を行いながら、〇〇回に亘る会議において、今年度の対象項目とした「いじめ対策担当教諭」「学校におけるアンケート調査」「学校以外でのいじめ相談のあり方」の検証や今後の改善策についての協議を重ねた。

Ⅲ 検証・検討結果について

(1) いじめ対策担当教諭について

仙台市では、いじめ防止等対策における中核的な役割を担う職員として、小学校120校中77校に「児童支援教諭」を配置し、中学校・中等教育学校・特別支援学校はすべての学校に「いじめ対策専任教諭」を配置している。この報告書では、「児童支援教諭」及び「いじめ対策専任教諭」を総称して「いじめ対策担当教諭」という。学校での組織的かつ適切ないじめ対応には、いじめ対策担当教諭を有効に活用することや、いじめ対策担当教諭の質を確保することが重要であり、大きくこの二つを論点として、いじめ対策担当教諭についての検証と改善策の検討を行った。

① 学校組織におけるいじめ対策担当教諭の有効活用

【現状】

- ・いじめ対策担当教諭の業務や校内組織における活用について、一定程度、学校内での周知は図られている一方で、保護者の認知度が低く、学区内住民への周知があまり行われていない。
- ・いじめ対策担当教諭の週当たりの授業の持ち時間数は原則10時間程度としているところ、多くの学校で10時間を超えている状況となっている。
- ・多くの学校では、いじめ対策担当教諭がアンケートの実施に係る事務作業を担っている。教育委員会へ提出するアンケート調査の集計作業にかなりの時間を要している。
- ・いじめ対策担当教諭は、いじめ事案の多さや児童生徒数の多さなどの学校事情に関わらず、対象校1校あたり1名の配置となっている。

【評価】

- ・保護者や地域全体でいじめ対策に取り組むためには、いじめ対策担当教諭の役割等について、学校内への周知にとどまらず、保護者や学区内住民に対しても、周知を行い、理解を得る必要がある。
- ・いじめ対策担当教諭の本来業務に注力することができるよう、同教諭の担当授業数の配分やアンケート集約の事務分担などについての十分な配慮が必要である。
- ・いじめ対策担当教諭の経験を生かした、職員間のコーディネーターとしての役割を生かすべきである。また、平均年齢や経験年数から推定すれば、アンケート調査に係る集計などの単純作業は、給与水準に見合ったものとなっていないという

見方もできる。

- ・各校への教員加配により、いじめ対応に係る人的体制の強化として一定の効果は認められる。しかしながら、いじめ対策担当教諭の負担が大きい、いじめ事案の多い学校や大規模校については、さらなる対応が必要である。

【改善策】

- ・学校だけでなく、保護者や学区内住民を含め、地域全体でいじめ対策に取り組むためには、学校の組織的ないじめ対応の状況やその中核をなすいじめ対策担当教諭の役割等について、保護者や学区内住民が理解している必要があり、教育委員会と校長は、そうした情報を積極的に周知し、理解を得るよう努めること。
- ・学校におけるいじめ対応は、組織として行うことが基本であり、いじめ対策担当教諭はその中核をなすことから、校長は、全ての教職員に対していじめ対策担当教諭の役割等を再度周知徹底し、学校の組織としてのいじめ対応能力の向上を図ること。また、いじめ対策担当教諭がその能力を十分発揮できるよう、校内事務分掌や担当授業の時間数、いじめアンケートの作業内容などにおいて、適切に配慮することが望ましい。
- ・教育委員会は、いじめ対策担当教諭について、一律の配置にとどまらず、児童生徒数やいじめ認知件数等学校の実情に応じ、追加加配など柔軟な対応を検討すること。

② いじめ対策担当教諭の質の確保

【現状】

- ・いじめ対策担当教諭の研修は年4回実施されている（5月：同教諭の役割及びいじめ対策に必要な知識や対応、7月：校内体制及び事例を通じた適切な対応についてのグループ協議、11月：大学教授による講話、2月：いじめ・不登校対策における推進校の実践発表会）。
- ・いじめ対策担当教諭は、対象校1校あたり1名の配置となっており、当該学校の教員の中から、校長ができるだけふさわしい人材を選ぶ仕組みとなっている。
- ・いじめ対策担当教諭は、学校はいじめ対策において、管理職の補佐的な役割をはじめ、小中連携・地域連携を担うほか、指導力・調整力が求められる重要なポストとなっている。

【評価】

- ・研修の内容については、学校やいじめ対策担当教諭のニーズを踏まえ、研修時期や実際の場面に即した実践的な内容となるよう見直しを図る必要がある。また、

学校内の教職員のいじめ事案の対応力が向上するよう、研修で得た知識やスキルを学校に還元していく必要がある。

- どの学校においても同教諭にふさわしい人材が配置され、求められる役割を果たすことができるよう、同教諭を担うことができる人材を計画的に育成していく必要である。
- いじめ対策担当教諭全体の業務意欲と資質の向上を図るためには、同教諭が重要なポストであることや、キャリアステージとしての位置づけを明確化する必要がある。また、同教諭同士が学校を越えていじめに関する情報共有を行えるようなネットワークを構築することも、資質やいじめへの対応力の向上に効果的である。

【改善策】

- 教育委員会がいじめ対策担当教諭の資質向上を図るために行う研修については、学校現場や当該教諭のニーズも踏まえた上で、実施時期も含めて内容の改善を図ること。その際、当該研修で得た知識やスキルを学校現場で還元し、他の教職員のいじめ対応力向上にもつなげていけるよう、具体の事案対応に即した事例集など校内研修でも使用できることを意識して、研修内容を検討すること。
- 教育委員会は、将来いじめ対策担当教諭として学校のいじめ対策の中核を担うことのできる人材を計画的に育成すること。
- いじめ対策担当教諭は、学校のいじめ対策において、管理職の補佐的な役割をはじめ、小中連携・地域連携を担うほか、指導力・調整力が求められる重要なポストであることから、教育委員会は、キャリアステージとしての位置付けを明確にし、人事管理に生かしていくよう検討すること。
- 教育委員会は、いじめ対策担当教諭同士が学校を越えていじめに関する情報共有を行えるようなネットワークを構築すること。

(2) 学校におけるアンケート調査について

いじめに関するアンケート調査には、教育委員会が全市一斉に実施する「いじめ実態把握調査」と、各学校が独自に実施している調査がある。

学校がいじめを適確に察知し、早期対応を図るための調査のあり方を考えるには、実施手法はもとより、教員の負担にも目を向ける必要があり、アンケート調査自体の必要性と、アンケート調査（作成、実施、集計、報告）による教員の負担を論点として、検証と改善策の検討を行った。

① 教育委員会による全市一斉のいじめ実態把握調査や、学校独自のアンケート調査の必要性

【現状】

- ・教育委員会が年1回実施する全市一斉の「いじめ実態把握調査」に加え、大部分の学校では、独自のアンケート調査を複数回行い、いじめ事案の早期発見・早期対応に努めている。
- ・教育委員会と学校では、毎年、同内容・手法のアンケート調査を継続している。

【評価】

- ・アンケート調査は実施することが目的ではなく、児童生徒の気持ちを適確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うという本来の意義を全ての教員にあらためて周知徹底することが重要である。
- ・従来から継続されている記述式アンケートにとどまらず、児童生徒に身近となっているコミュニケーション手段（メールや SNS 等）を活用するなど、児童生徒の立場にたって多様な方策を検討すべきである。

【改善策】

- ・アンケートは実施することが目的ではなく、そこに表れた児童生徒の気持ちを適確に把握し、きちんと拾い上げて丁寧に対応していくことこそが重要であることから、教育委員会は、教員のいじめに気付く力の向上を図るとともに、いじめ認知後の迅速かつ適切な対応について、再度周知徹底を図ること。
- ・いじめアンケート自体の有効性は確かであるが、従来の学校における記述式アンケートにとどまらず、メールや SNS を活用するなど、教育委員会は、いじめの早期発見のために児童生徒の声を受け止める多様な方策を検討すること。

② アンケート調査（作成、実施、集計、報告）による教員の負担

【現状】

- ・教育委員会が実施する全市一斉の「いじめ実態把握調査」について、実施・回収・集計等の処理や教育委員会への報告という一連の業務量は、かなりの時間を要するものとなっている。

【評価】

- ・「いじめ実態把握調査」について、例えば、自由記載欄回答のデータ入力の作業負担と、その集計データの活用とのバランスが見合っていないなど、見直すべきところがある。

【改善策】

- ・本来教員は、日常的な関わりの中で児童生徒の変化に気付くべきものであって、アンケート調査に係る作業に忙殺されて児童生徒と向き合う時間が減るのでは本末転倒であり、教育委員会は、全市一斉に実施する「いじめ実態把握調査」について、学校現場の負担感があることに鑑み、調査内容や教育委員会への報告事項など、効果と学校の作業負担とのバランスを考慮した見直しを行うこと。

(3) 学校以外でのいじめ相談のあり方について

仙台市におけるいじめ相談は、学校や家庭が子どもの声を受け止めることを基本としながら、相談のしやすさに重点を置き、窓口の多様化が図られてきた。いじめ相談は、いじめの早期発見・早期対応を図るための重要施策の一つであり、学校以外での相談のあり方について議論を行った。

【現状】

- ・仙台市には、学校以外の相談窓口が多数存在している。また、リーフレットの配布などにより、相談窓口を活用してもらうための広報事業を行っている。

【評価】

- ・市や教育委員会では、児童生徒や保護者に対して、学校以外の相談窓口を案内する広報を行っているが、どこに相談していいかわからない、そもそも相談しにくいなどといったことが想定される内容であり、広報に工夫が必要である。
- ・学校に相談しにくい、相談したがうまく対応されなかった場合など、学校以外の機関が多く存在することには意義があり、受けた相談への対応においては、学校と相談機関が効果的に連携していく必要がある。

【改善策】

- ・児童生徒の中には自らの困難を容易に相談しない者もあり、特にいじめに関する相談は元々精神的ハードルが高いものであることから、児童生徒の目線で、相談のしやすさを追求し、学校以外におけるいじめ相談窓口のあり方や広報啓発の方法等を検討すること。
- ・種々の相談窓口と学校は、日頃からいわゆる「顔の見える関係」を構築するよう努め、相談事案に対し、情報を適切に共有し、協調して対応できるような体制をつくること。

IV 会議の開催状況

令和元年8月 1日 第1回会議

令和元年8月21日 第2回会議

令和元年9月24日 第3回会議

V 委員名簿

会 長	氏家 靖浩	(仙台白百合女子大学教授)
副 会 長	庄司 智弥	(弁護士)
委 員	志賀 琢	(仙台市立幸町中学校校長)
委 員	古川 直磨	(公認会計士)
委 員	本囿 愛実	(宮城教育大学教職大学院教授)